

新規需要米の利用推進について

(米粉・飼料用米)

平成 21 年 1 月

農林水産省

目 次

【平成21年度関連対策】

- 1 米粉等の定着拡大に向けた支援について(平成21年度予算概算決定) 1
- 2 加工事業者等が行う施設の整備等に対する支援(平成21年度日本政策金融公庫資金条件改定) 2
- 3 加工事業者等が行う施設の整備に対する支援(平成21年度税制改正) 3
- 4 新規需要米関連対策の手続き(案) 4
- 5 新規需要米関連対策のスケジュール(案) 8

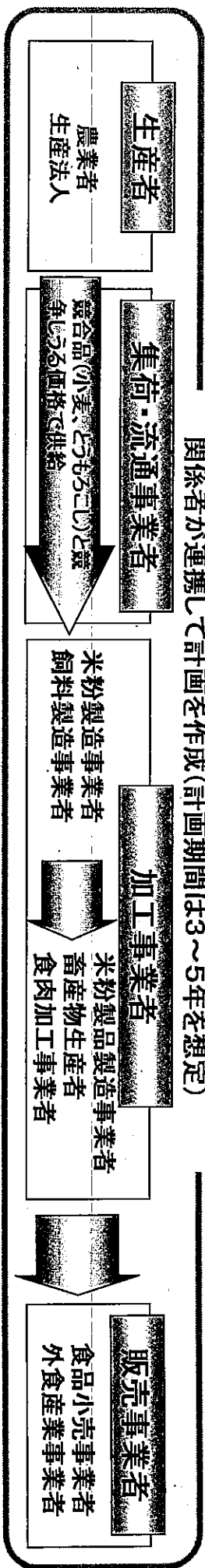
【平成20年度補正予算】

- 6 米粉処理加工施設整備事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)の採択地区一覧 9

1 米粉等の定着拡大に向けた支援について(平成21年度予算概算決定)

確実に消費されるよう、関係者の連携が前提

関係者が連携して計画を作成(計画期間は3～5年を想定)



支援措置

生産者に対する支援

米粉・飼料用米等の生産者に対し、地域水田農業推進協議会等を通じ、助成金を交付(水田等有効活用促進交付金(404億円)の一部を活用)

【交付要件】

- ① 実需者との播種前契約等があること
- ② 低コスト生産を行うこと
- ③ 捨て作りを行わないこと

【助成水準】 毎年 5.5万円/10a

(うち0.5万円/10aはコスト削減等の取組に対する加算)

【事業期間】 平成21年度～平成23年度

都道府県の種苗関係団体等が行う多収性稲種子の安定供給に対する支援

都道府県の種苗関係団体等が実施する多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援(多収性稲種子の安定供給支援事業58百万円)

生産者、集荷・流通事業者、加工事業者等が整備する機械・施設等に対する支援

活性化計画を策定した地域において、関係者が上記の計画を作成することを前提に、次の支援を実施(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(新規需要米生産製造連携関連施設整備事業)40億円)

【施設整備等の支援(補助率:定額(1/2))】

- ① 農業生産機械の導入
- ② 加工施設の整備
- ③ 乾燥調整・集出荷貯蔵施設の整備 等

【製品市場動向分析、製品開発研究等の支援(補助率:定額(1/2))】

米粉利用を加速化する基盤技術の開発

製粉・グルート技術の確立に必要な米粉の品質特性の解明等基盤技術の開発を実施

2 加工事業者等が行う施設の整備等に対する支援（平成21年度日本政策金融公庫資金条件改定）

食品安定供給施設整備資金の貸付条件の改定（中小企業者向け、10年超）

【貸付対象】

「米穀の新用途への利用の促進に関する法律（仮称）」の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画（仮称）に基づいて生産・流通・加工・販売の各関係者が整備する以下の施設等

- ① 米穀の乾燥調整・集出荷貯蔵施設
- ② 米粉又は米を原材料とした飼料の流通、加工、製造に係る施設
- ③ 米を原材料とした食品（畜産物を含む）の流通、加工、製造、販売に係る施設
- ④ ①、②、③に関連して必要となる費用（立ち上がり時の運転資金）
- ⑤ 新技術の利用をともなう新商品の開発等に必要な施設
- ⑥ ⑤と一体的となって必要となる費用（特許権の取得費用等）

【償還期限】

15年（うち据置期間 3年）

【融資率】

現行 20～50% → 80%

【貸付利率】

現行1.85～2.15% → 1.55%（中小特利③-1 / 20年12月18日現在）

※ ①、②、③の整備に関連して立ち上がり時に必要となる運転資金は、現行どおり2.40%（20年12月18日現在）

※ なお、生産者組合、農業協同組合等が整備する場合は、農林漁業施設資金（共同利用施設）の利用も可能

【貸付利率】 現行2.35% → 1.70%（農林D-3 / 20年12月18日現在）

3 加工事業者等が行う施設の整備に対する支援（平成21年度税制改正）

新規需要米の需要拡大を促進するための設備に対する税制の特例措置

【特例措置の対象】

青色申告書を提出する個人又は法人で「米穀の新用途への利用の促進に関する法律（仮称）」に規定する生産製造連携事業計画（仮称）について認定を受けたものが取得する以下の設備

- ① 米粉製造設備
- ② 米を原材料とした飼料製造設備
- ③ 米粉パン製造設備（米粉パンの製造に当たって、小麦粉パン等の製造では必要のない機能をもった設備に限定）
- ④ 米粉麺製造設備（米粉麺の製造に当たって、小麦粉麺等の製造では必要のない機能をもった設備に限定）

【特例措置の内容】

同法の施行の日から平成23年3月31日までの間に、上記の設備を取得した場合には、所得税・法人税において、その取得価額の30%相当額の特別償却ができる。

【減税の効果】（特別償却の適用を受けた場合の試算）

（単位：百万円）

施設の取得価額	特別償却率	税率（注）	減税額
500	30%	30%	45
1,000	30%	30%	90

（注）税率は、普通法人・中小法人の法人税率。

（参考）特別償却の効果

特例措置	概要	効果
特別償却	固定資産を取得した事業年度に限り、取得価額に一定率（30%）を上乗せして償却（減価償却の前倒し）。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上乗せして償却した分、費用として損金計上できるので、1年目の納税額を軽減することができる（2年目以降の償却額が減少するので、納税総額は不変）。 ・ 設備投資直後のキャッシュフローの改善に役立つ。 ・ 初期の償却額が増加するため、投資資金の回収期間が短縮され、次の新規投資へのインセンティブを与えることができる。

4 新規需要米関連対策の手続き(案)

1 生産製造連携事業計画の作成

新規需要米の利用拡大を図るに当たり、予算・税制・金融上の支援を受けるためには、JA等(生産者)と製造事業者が中心となり、流通事業者や販売事業者と共同して「生産製造連携事業計画」を作成する必要

(1)計画事項

- ① 計画を作成する者の名称、住所等
- ② 事業の目標
 - ・ 原料米の生産量、加工品の製造量
 - ・ コスト低減
- ③ 事業の内容及び期間
 - ・ 原料米の生産計画(圃場の特定)、加工品の製造計画等
 - ・ 事業期間
- ④ 原料米の適正な流通の確保に関する事項

【機械・施設を整備する場合】

- ⑤ 事業の実施に必要な施設の種類及び規模
- ⑥ 事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法等

(2) 計画を作成するためのポイント

- ① 需要の拡大やコスト削減等の目標を設定すること
- ② 生産された原料米が確実に流通・消費される計画であること
- ③ 原料米の適正な流通を確保するため、以下の事項を計画に明記すること
 - ・ 帳簿の備付け
 - ・ 取引契約書に違約金条項を明記(・ 地域水田農業推進協議会による適正流通の確認)
- ④ 整備する農業生産機械や施設の規模と目標の整合性を図ること
- ⑤ 事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法が、以下の観点から確実であること
 - ・ 資金が不足なく調達できていること
 - ・ 事業を確実に遂行するための体制が確立されていること

2 活性化計画の作成

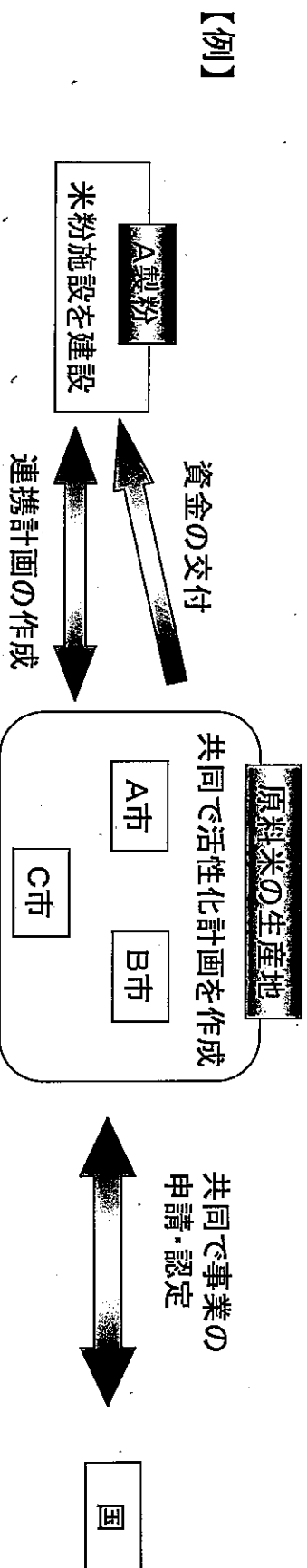
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により機械・施設の整備を希望する場合】
原料米の生産地の都道府県又は市町村が「活性化計画」を作成する必要

(1) 計画事項

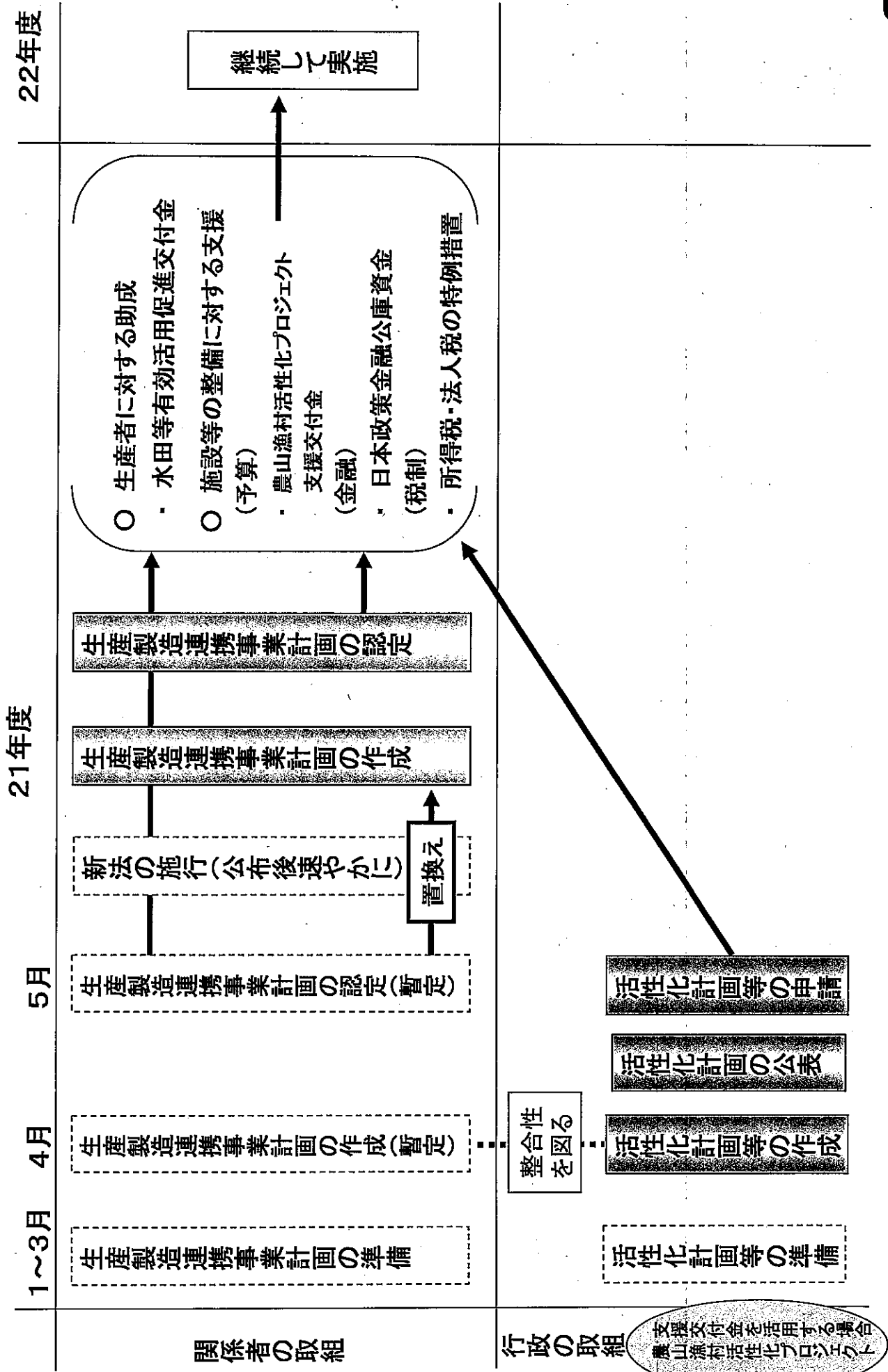
- ① 目標及び計画期間
 - ・ 地域農産物の生産量の増加など地域の活性化に資する目標
 - ・ 計画期間 等
- ② 目標を達成するために必要な事業の内容
 - ・ 事業実施主体（施設整備を行う民間事業者等）
 - ・ 整備する施設 等
- ③ 計画の区域
 - ※ 生産者が決定した原料米の生産区域を活性化計画の区域として記載
- ④ 目標の達成状況の評価方法
 - ※ この他、区域の図面、整備する施設の事業計画等を添付 等

(2) 計画を作成するためのポイント

- ① 原料米の生産地の都道府県又は市町村が「活性化計画」を作成する必要があることから、生産者と連携して当該都道府県又は市町村とよく相談すること
- ② 原料米の生産地が複数の都道府県又は市町村となる場合は、共同で「活性化計画」を作成することも可



5 新規需要米関連対策のスケジュール(案)



6 米粉処理加工施設整備事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)の採択地区一覧(平成20年度補正予算)

計画主体	事業実施主体 (整備内容)	事業費(千円) (国費)	生産地 (20・21年産)	主たる販売先
秋田県 潟上市	(株)淡路製粉 (米粉微粉砕機)	79,000 (39,500)	潟上市 ・営農組合 ・個人	<ul style="list-style-type: none"> 現在、県内のホテルや製パン業者に販売 全国食品問屋を通じて、家庭用米粉を全国量販店や地方の量販店に販売予定 また、ネット販売を利用し、消費者に直接販売予定
新潟県 胎内市	新潟製粉(株) (米粉微粉砕機、上屋)	全体事業費 1,222,750 (611,375) 補正事業費 451,726 (225,863)	胎内市 ・地元JA	<ul style="list-style-type: none"> 現在、米粉とグルテン入りの米粉を販売 米粉については、大手製粉メーカーに販売(大手製粉メーカーがグルテン添加した後、製パンメーカーが購入し、米粉パンとして大手コンビニエンスストアが販売) グルテン入りの米粉については、グルテン添加を県内の製粉業者に外注し、大手製パンメーカー等に販売
石川県 金沢市	(株)ほくりく製粉 (米粉微粉砕機)	8,650 (4,325)	金沢市 ・個人	<ul style="list-style-type: none"> 地元の菓子店に販売予定
滋賀県 東近江市	農事組合法人 万葉の郷ぬかづか (米粉微粉砕機)	2,605 (1,302)	東近江市 ・ぬかづか	<ul style="list-style-type: none"> 「ぬかづか」で米粉からパン・麺まで製造 現在、「ぬかづか」が運営している直売所で販売 地元の保育園にも納入
徳島県 小松島市	東とくしま農業協同組合 (米粉微粉砕機)	67,620 (33,810)	小松島市 ・地元JA	<ul style="list-style-type: none"> 直売所、県内のスーパー等で販売を予定
熊本県 熊本県	熊本製粉(株) (米粉微粉砕機)	224,200 (112,100)	阿蘇市 ・個人 荒尾市 ・個人 熊本市 ・個人 人吉市 ・個人	<ul style="list-style-type: none"> 現在、九州の製パン・製菓業者と製麺業者に販売 大手製パンメーカーからの問い合わせもあり、販売を検討 現在、宮崎の学校給食のパン用としても販売、今後、九州一円の学校給食用としての販売を検討 外食産業の麺用としても販売を検討

※ 新潟製粉の施設整備については、21年度も継続して実施

※ 米粉の製造規模に応じた原料米の生産拡大に向け、現在、地域で調整中

